

# 宮崎市見積活用方式試行運用マニュアル

令和6年4月

宮 崎 市

## 1 はじめに

見積を活用する積算方式（以下「見積活用方式」という。）は、建設工事における設計書の適正化を図るために試行するもので、発注に当たり、発注者が入札の参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）に当該工種等に係る見積の提出を求め、妥当性が確認できた見積を予定価格の基となる積算価格に反映させるものである。

本マニュアルは、見積活用方式を試行するに当たり、見積の提出を促進するとともに、実勢価格を踏まえた適正な積算価格の設定するため、その取扱いをまとめたものである。

## 2 用語の定義

本マニュアルにおける用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 見積 入札参加資格者から提出された見積価格が記載されている見積書をいう。
- (2) 実勢価格 市場で実際に取り引きされている価格をいう。
- (3) 見積価格 見積書に記載されている単価及び価格等とし、入札参加資格者が協力会社等からの見積等を基に設定する価格をいう。
- (4) 協力会社等 入札参加資格者が採用を予定する下請会社、専門工事業者及び製造業者等をいう。
- (5) 根拠資料 入札参加資格者が採用を予定する協力会社等から収集する見積書（自社施工の場合を含む）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、単価及び価格等が確認できる資料をいう。

## 3 対象工事

- (1) 建設工事のうち、解体工事のほか、発注者の積算価格と実勢価格に乖離が生じて、入札不調又は不落となり、設計の見直しが必要な土木一式工事には、見積活用方式を適用できる。
- (2) 見積活用方式には、公募型指名競争入札を適用するものとする。
- (3) 見積活用方式を適用する案件では、見積等の提出を公募する際にその旨を明らかにするものとする。

## 4 対象項目

- (1) 直接工事費のうち、発注者の積算価格と乖離している工種又は乖離が予測される工種を対象とする。なお、当該工種の施工に必要な仮設的な要素を含む場合は、当該仮設費も併せて見積の提出を求めるものとする。
- (2) 共通仮設費又は現場管理費若しくは一般管理費のうち、積み上げ分で現場条件等により発注者の積算価格と乖離が予測される項目を対象とする。
- (3) (1) 及び (2) のほか、工事担当課において必要とする項目は、見積等の提出を公募する際に明らかにするものとする。

## 5 見積等の依頼

- (1) 見積等（見積及び根拠資料をいう。以下同じ。）の依頼は、見積等の提出を求める工種等の項目等を記載した見積書式を入札説明書とともに交付するものとする。
- (2) 見積等の提出期限は、原則として、解体工事が見積等の提出を公募した日の翌日から起算して10日以上（宮崎市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）、土木一式工事は3日以上（休日を除く）設け、見積等の提出を求める工種等の内容や規模等を勘案のうえ、適切な期間を確保するものとする。
- (3) (1) 及び (2) に掲げる事項のほか、見積等が提出できる入札参加資格は、見積等の提出を公募する際に明らかにするものとする。
- (4) 入札資格参加者は、見積等の提出を求める工種等の項目等を記載した見積書式及び見積説明書について、質問することができる。

## 6 入札参加資格

見積等を提出できる者は、市内に主たる営業所を有し、宮崎市競争入札参加資格者名簿に当該業種の登録があるほか、次の要件を満たしていなければならない。

### (1) 解体工事

- ① 施工実績は、当該年度を含む過去11か年度において、宮崎市が発注した予定価格が130万円を超える解体工事を元請で施工した実績を有するものとし、見積等の提出を公募する際に、詳細な要件を提示する。
- ② 手持件数は、発注時点における解体工事の受注状況を考慮して設定する。

### (2) 土木一式工事

- ① 施工実績は、当該年度を含む過去11か年度において、入札不調又は不落となった案件（以下「不調不落案件」という。）の予定価格に即し、宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱（令和4年告示第625号）別表4に掲げる実績を有するとともに、指定する格付等級に該当しなければならない。
- ② 手持件数は、宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱別表3によるものとし、発注時点における受注状況を考慮して設定する。

## 7 見積価格の妥当性の確認

- (1) 入札参加資格者から提出された見積等により、価格の妥当性を確認するものとする。
- (2) 見積による価格等の妥当性の確認に当たっては、取引の実例価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を勘案するとともに、見積による価格等は入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。

- (3) 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる根拠資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認するものとする。
- (4) 入札参加資格者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替えは認めないものとする。

## 8 見積価格の採用

### (1) 解体工事

見積価格は、提出された見積等により妥当性が確認された単価及び価格を採用するものとする。  
なお、入札参加資格のない者から提出された見積等は、見積価格として採用しない。

### (2) 土木一式工事

歩掛や見積価格は、提出された見積等により妥当性が確認されたものを採用するとともに、積上げによる共通仮設費の見積価格は、不調不落案件の予定価格における共通仮設費に加算し、一括見積による場合は、当該金額から不調不落案件の予定価格を控除した額を不調不落案件の予定価格における共通仮設費に加算するものとする。なお、入札参加資格のない者から提出された見積等は、見積価格として採用しない。

## 9 公募型指名競争入札の執行等

- (1) 発注者は、見積等の提出があった者のうち、入札参加資格のある者を指名する。なお、指名は、見積の提出期限の翌日から起算して14日以内に通知するものとする。但し、見積の提出状況や内容の精査等において、設計に想定外の期間を有した場合等は、当該期間を延伸することができる。
- (2) 発注者は、有効な見積等の提出が複数の者からなかった場合、又は提出されたすべての見積等が宮崎市の予算額を上回る場合は、公募型指名競争入札の執行を取り止めるものとし、これらの取扱いは、見積等の依頼を公募する際に明らかにするものとする。

## 10 設計変更の取扱い

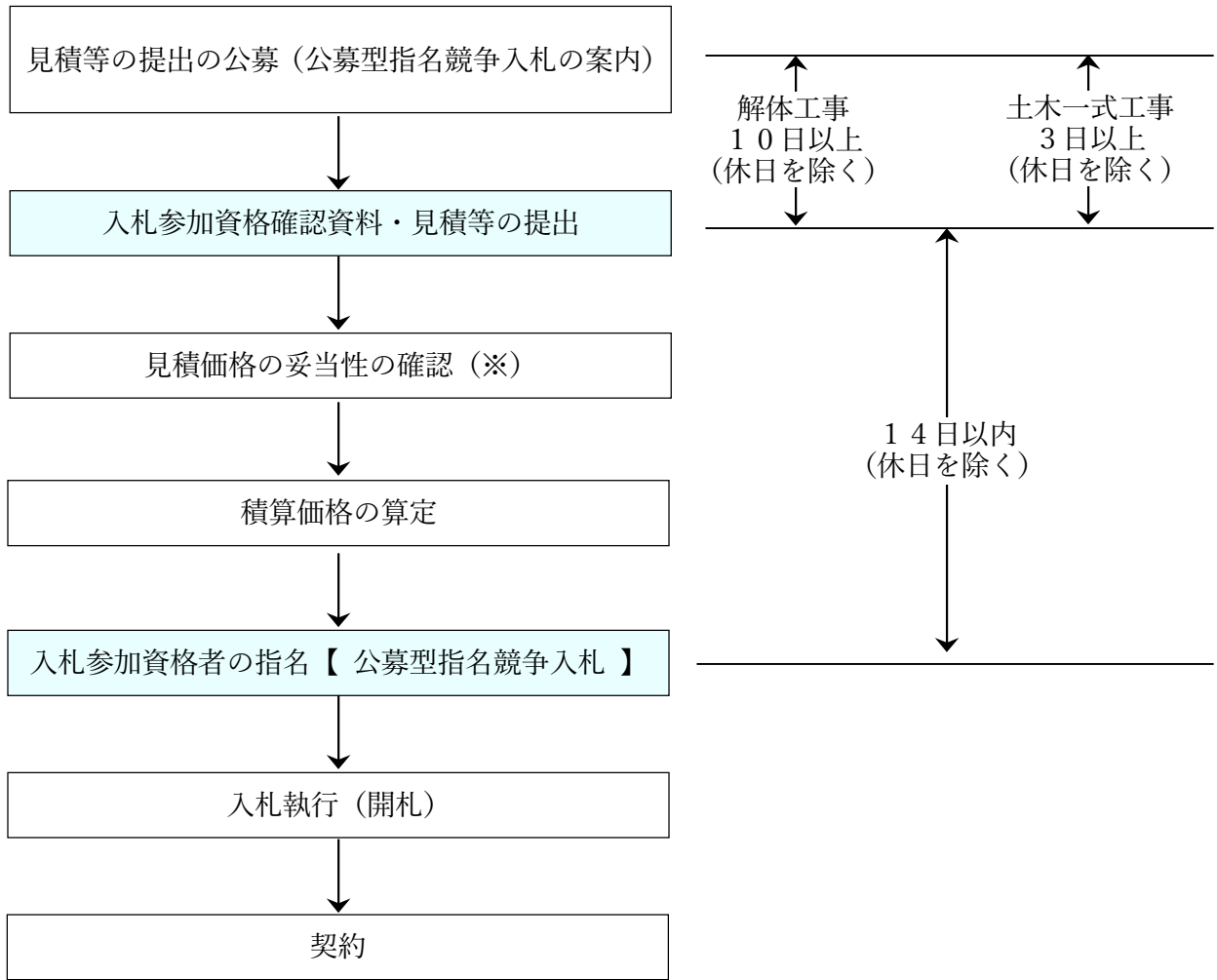
### (1) 解体工事

- ① 見積活用方式により見積価格を適用した工種等における設計変更時の単価及び価格等は、原則として、当初設計における単価及び価格とする。
- ② 新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における設計変更時の単価及び価格等は、本マニュアルに準じて受注者から提出された見積価格を採用することができる。

(2) 土木一式工事

- ① 採用した歩掛や共通仮設費の見積価格は、原則として、設計変更の対象としない。
- ② 一括見積を採用した場合で、条件が当初設計と大きく異なる際は、見積及び根拠となる資料等の提出を求め、妥当性を確認したうえで、設計を変更することができる。

11 見積活用方式の手続フロー



※ 妥当性が確認できない場合、公募型指名競争入札の執行を取り止める。